

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-189644

(P2004-189644A)

(43) 公開日 平成16年7月8日(2004.7.8)

(51) Int. Cl.⁷

A 6 1 K 7/00

F I

A 6 1 K 7/00

D

C

H

J

N

テーマコード (参考)

4 C 0 8 3

審査請求 未請求 請求項の数 2 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号

特願2002-357558 (P2002-357558)

(22) 出願日

平成14年12月10日 (2002.12.10)

(71) 出願人 000000952

カネボウ株式会社

東京都墨田区墨田五丁目17番4号

(72) 発明者 炭田 康史

神奈川県小田原市寿町5丁目3番28号

カネボウ株式会社化粧品研究所内

(72) 発明者 酒井 進吾

神奈川県小田原市寿町5丁目3番28号

カネボウ株式会社基礎科学研究所内

(72) 発明者 中川 典昭

神奈川県小田原市寿町5丁目3番28号

カネボウ株式会社基礎科学研究所内

(72) 発明者 丹野 修

神奈川県小田原市寿町5丁目3番28号

カネボウ株式会社基礎科学研究所内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 化粧品

(57) 【要約】

【課題】皮膚の張りを改善することができる化粧料を提供する。

【解決手段】(A)ニコチン酸アミドと、(B)ヒアルロン酸産生促進物質(例えば、N-アセチルグルコサミン、グルコサミン、レチノール、レチノールパルミチン酸エステル、レチノイン酸、マジョラムエキス、セイヨウハッカエキス、ミドリハッカエキス、アップルミントエキス、キランソウエキス、ビューグルエキス、メハジキエキス、キセワタエキス、シソエキス、アオジソエキス、チリメンジソエキス、エゴマエキス、レモンエゴマエキス、メボウキエキス、ヒキオコシエキス等)を含有することを特徴とする化粧料。

【選択図】なし

【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

(A) ニコチン酸アミドと、(B) ヒアルロン酸産生促進物質を含有することを特徴とする化粧料。

【請求項 2】

(B) のヒアルロン酸産生促進物質が、N - アセチルグルコサミン、グルコサミン、レチノール、レチノールパルミチン酸エステル、レチノイン酸、マジヨラムエキス、セイヨウハッカエキス、ミドリハッカエキス、アップルミントエキス、キランソウエキス、ビューグルエキス、メハジキエキス、キセワタエキス、シソエキス、アオジソエキス、チリメンジソエキス、エゴマエキス、レモンエゴマエキス、メボウキエキス、ヒキオコシエキス、マグワエキス、モウコグワエキス、ロウソエキス、パンノキエキス、コウゾエキス、カジノキエキス、イチジクエキス、オオイタビエキス、アナアオサエキス、オオアオサエキス、シジアオノリエキス、オゴノリエキス、マクサエキス、キリンサイエキス、アラメエキス、ワカメエキス、ヒジキエキス、ノッテドラックエキス、ダービリアエキスからなる群より選択される 1 種以上であることを特徴とする請求項 1 記載の化粧料。

10

【発明の詳細な説明】**【0001】****【発明の属する技術分野】**

本発明は、化粧料に関し、更に詳しくは、皮膚に張りを与えることができる化粧料に関する。

20

【0002】**【従来の技術】**

加齢と紫外線障害の蓄積によって、みずみずしく、きめ細かく、弾力のある肌は、しだいに衰え、肌の張りが低下してくる。これらの皮膚老化の具体的な現象としては、ヒアルロン酸をはじめとするムコ多糖類の減少等が知られている。このような老化した皮膚の改善のために、ヒアルロン酸自体を用いることが知られているが、ヒアルロン酸自体を配合した化粧料は、皮膚表面における保湿効果を発揮するだけであり、本質的に老化肌を改善し得るものではない。

【0003】

このため、ヒアルロン酸産生促進物質を配合した化粧料が提案されているが(特許文献 1 参照)、これによっても、皮膚の張り低下を十分に改善するには至っていないのが現状である。

30

【0004】**【特許文献 1】**

特開 2001 - 163794 号公報(第 2 頁)

【0005】**【発明が解決しようとする課題】**

本発明者等は上記の事情に鑑み、鋭意研究した結果、本発明に到達したものであって、その目的とするところは、皮膚の張りを改善することができる化粧料を提供するにある。

【0006】**【課題を解決するための手段】**

上述の目的は、(A) ニコチン酸アミドと、(B) ヒアルロン酸産生促進物質を含有することを特徴とする化粧料によって達成される。

40

【0007】**【発明の実施の形態】**

以下、本発明の実施の形態について詳述する。

【0008】

本発明で(A)成分として用いられるニコチン酸アミドは、化粧品原料として公知の物質である。

【0009】

50

本発明における(A)成分全体の含有量は、化粧料の総量を基準として、0.01~20.0質量%(以下、%と略記する)が好ましく、特に好ましくは0.1~10.0%である。0.01%以上で皮膚の張り改善効果が特に高く、また20.0%以下が、コスト的にも有利だからである。

【0010】

本発明で(B)成分として用いられるヒアルロン酸産生促進物質としては、N-アセチルグルコサミン、グルコサミン、レチノール、レチノールパルミチン酸エステル、レチノイン酸、マジヨラムエキス、セイヨウハッカエキス、ミドリハッカエキス、アップルミントエキス、キランソウエキス、ビューグルエキス、メハジキエキス、キセワタエキス、シソエキス、アオジソエキス、チリメンジソエキス、エゴマエキス、レモンエゴマエキス、メボウキエキス、ヒキオコシエキス、マグワエキス、モウコグワエキス、ロウソエキス、パンノキエキス、コウゾエキス、カジノキエキス、イチジクエキス、オオイタビエキス、アナオサエキス、オオアオサエキス、シジアオノリエキス、オゴノリエキス、マクサエキス、キリンサイエキス、アラメエキス、ワカメエキス、ヒジキエキス、ノッテドラックエキス、ダーピリアエキス等を挙げることができ、1種以上を組み合わせて用いることができる。

10

【0011】

本発明で用いられる(B)成分全体の含有量は、化粧料の総量を基準として、0.001~20.0%が好ましく、特に好ましくは0.01~10.0%、最も好ましくは、0.1~4.0%である。0.001%以上で、皮膚の張り改善効果が特に高く、また20.0%以下で、十分効果があり、コスト的に有利だからである。

20

【0012】

本発明で(B)成分として用いられるもののうち、植物のエキスの形態としては、植物および藻類の圧搾物又は抽出物があり、例えば、植物および藻類の、各種部位[全草、地上部、花、果実、果皮、葉、枝、幹、茎、樹皮、根茎、根皮、塊茎、根、種子、全藻、めかぶ(孢子葉又は成実葉)等]をそのまま又は粉碎後、搾取したものか、そのまま又は粉碎後、溶媒で抽出したものである。

【0013】

抽出溶媒としては、水、アルコール類(例えば、メタノール、無水エタノール、エタノール等の低級アルコール、プロピレングリコール、1,3-ブチレングリコール等の多価アルコール)、アセトン等のケトン類、エチルエーテル、ジオキサン、アセトニトリル、酢酸エチルエステル等のエステル類、キシレン、ベンゼン、クロロホルム等の有機溶媒の1種類以上を任意に組み合わせて使用することができる。

30

【0014】

本発明で用いられる植物のエキス(圧搾物又は抽出物)は、配合する化粧料の剤形・形態に応じて、乾燥、濃縮、又は希釈等を任意に行い調製すれば良い。

【0015】

尚、製造方法は特に制限されるものはないが、通常、常温、常圧下での溶媒の沸点の範囲であれば良く、抽出後は濾過又はイオン交換樹脂を用い、吸着・脱色・精製して溶液状、ペースト状、ゲル状、粉末状とすれば良い。更に多くの場合は、そのままの状態で行うことができるが、必要ならば、その効果に影響のない範囲で更に脱臭、脱色等の精製処理を加えても良く、脱臭・脱色等の精製処理手段としては、活性炭カラム等を用いれば良く、抽出物質により一般的に適用される通常の手段を任意に選択して行えば良い。

40

【0016】

本発明の化粧料は、上述した成分を必須の構成成分とするが、当該組成物には本発明の目的を損なわない範囲で他の成分、例えば、陰イオン性界面活性剤、両性界面活性剤、非イオン性界面活性剤、粘剤、油剤、粉体(色素、樹脂、顔料)、防腐剤、香料、保湿剤、生理活性成分、塩類、溶媒、酸化防止剤、キレート剤、パール化剤、中和剤、pH調整剤、昆虫忌避剤、酵素等の成分を適宜配合することができる。

以下に配合成分の具体例を示すが、これらに限られるものではない。

50

【0017】

陰イオン性界面活性剤としては、 - アシルスルホン酸塩、アルキルスルホン酸塩、アルキルアリルスルホン酸塩、アルキルナフタレンスルホン酸塩、アルキル硫酸塩、アルキルエーテル硫酸塩、アルキルアミド硫酸塩、ポリオキシエチレンアルキルエーテル硫酸塩、ポリオキシエチレンアルキルアミドエーテル硫酸塩、アルキルリン酸塩、アルキルアミドリン酸塩、アルキロイルアルキルタウリン塩、N - アシルアミノ酸塩、スルホコハク酸塩、パーフルオロアルキルリン酸エステル等が挙げられる。

【0018】

両性界面活性剤としては、グリシン型、アミノプロピオン酸型、カルボキシベタイン型、スルホベタイン型、スルホン酸型、硫酸型、リン酸型等が挙げられ、好適なものとして2 - アルキル - N - カルボキシメチル - N - ヒドロキシエチルイミダゾリニウムベタイン、ヤシ油脂肪酸アミドプロピルベタイン等が例示できる。

10

【0019】

非イオン性界面活性剤としては、脂肪酸アルカノールアミド、ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油、ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンアルキルエーテル、ポリオキシエチレンアルキルエステル、ショ糖脂肪酸エステル、ポリグリセリン脂肪酸エステル、アルキルアミノオキシド等が挙げられる。

【0020】

粘剤の例としては、アクリル酸アミド及びその誘導体、カルボキシビニルポリマー、アルキル変性カルボキシビニルポリマー、セルロース、ケラチン及びコラーゲン又はその誘導体、アルギン酸カルシウム、プルラン、寒天、ゼラチン、タマリンド種子多糖類、キサンタンガム、カラギーナン、ハイメトキシシルペクチン、ローメトキシシルペクチン、グァーガム、アラビアゴム、結晶セルロース、アラビノガラクトン、カラヤガム、トラガカントガム、アルギン酸、アルブミン、カゼイン、カードラン、ジェランガム、デキストラン等が挙げられる。

20

【0021】

油剤としては、通常化粧品に用いられる揮発性及び不揮発性の油剤、溶剤及び樹脂が挙げられ、常温で液体、ペースト、固体であっても構わない。油剤の例としては、例えばセチルアルコール、イソステアリルアルコール、ラウリルアルコール、ヘキサデシルアルコール、オクチルドデカノール等の高級アルコール、イソステアリン酸、ウンデシレン酸、オレイン酸等の脂肪酸、ミリスチン酸ミリスチル、ラウリン酸ヘキシル、ミリスチン酸オクチルドデシル、オレイン酸デシル、ミリスチン酸イソプロピル、ジメチルオクタノ酸ヘキシルデシル、モノステアリン酸グリセリン、トリオクタノ酸グリセリン、フタル酸ジエチル、モノステアリン酸エチレングリコール、オキシステアリン酸オクチル等のエステル類、ステアリン酸コレステリル、オレイン酸コレステリル、分岐脂肪酸コレステリル等のコレステロールエステル、流動パラフィン、ワセリン、スクワラン等の炭化水素、ラノリン、還元ラノリン、カルナバロウ等のロウ、ミンク油、カカオ脂、ヤシ油、パーム核油、ツバキ油、ゴマ油、ヒマシ油、オリーブ油等の油脂、ジメチルポリシロキサン、環状ジメチルポリシロキサン、メチルフェニルポリシロキサン等のシリコン油等が挙げられる。

30

【0022】

粉体の例としては、赤色201号、黄色4号、青色1号、黒色401号等の色素、黄色4号A1レーキ、黄色203号Baレーキ等のレーキ色素、ナイロンパウダー、シルクパウダー、シリコンパウダー、セルロースパウダー、シリコンエラストマー球状粉体、ポリエチレン末等の樹脂、黄酸化鉄、赤色酸化鉄、酸化クロム、カーボンブラック、群青、紺青等の有色顔料、酸化亜鉛、酸化チタン等の白色顔料、タルク、マイカ、セリサイト、カオリン等の体質顔料、雲母チタン等のパール顔料の顔料、硫酸バリウム、炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム、珪酸マグネシウム等の金属塩、シリカ、アルミナ等の無機粉体、ベントナイト、スメクタイト、窒化ホウ素等が挙げられる。これらの粉体の形状（球状、棒状、針状、板状、不定形状、鱗片状、紡錘状等）に特に制限はない。

40

【0023】

50

生理活性成分としては、皮膚に塗布した場合に皮膚に何らかの生理活性を与える物質が挙げられる。例えば、老化防止剤、紫外線防御剤、ひきしめ剤、抗酸化剤、保湿剤、血行促進剤、抗菌剤、殺菌剤、乾燥剤、冷感剤、温感剤、ビタミン類、アミノ酸、創傷治癒促進剤、刺激緩和剤、鎮痛剤、細胞賦活剤、酵素成分等が挙げられる。

【0024】

本発明の化粧品は、常法に従って製造することができる。また、本発明の化粧品は、一般の皮膚化粧品に限定されるものではなく、医薬部外品、指定医薬部外品、外用医薬品等を包含するものであり、その剤形も目的に応じて任意に選択することができる。すなわち、クリーム、軟膏、乳液、溶液、ゲル等の剤形やパック、ローション（化粧水）、パウダー、スティック等の形態とすることができる。

10

【0025】

【実施例】

次に、実施例によって本発明を詳細に説明するが、本発明はこれら実施例に限定されるものではない。尚、含有量は全て質量%である。

【0026】

実施例1～6，比較例1～4

評価方法（被験者による評価）

表1に示す各組成の乳化型化粧料を常法により調製した。40～60代の女性被験者10名を対象として、コントロールを片方の前腕部に、各実施例・比較例の乳化物をもう片方の前腕部に、1日2回塗布し、2週間連用を行った。コントロール塗布側の張り感改善度に比べたときの各実施例・比較例の張り感改善度を、表2に示す評価基準に従って、パネル自身の評価し、全パネルの合計点数を以って評価結果とした。したがって、点数が高いほどコントロールに対する張り感改善効果に優れていることを示す。結果を表3に示す。

20

【0027】

【表1】

	(質量%)	
	コントロール	実施例・比較例
スクワラン	5.0	5.0
流動パラフィン	10.0	10.0
ブチルパラベン	0.1	0.1
メチルパラベン	0.1	0.1
モノオレイン酸ソルビタン	1.5	1.5
モノオレイン酸ポリオキシエチレン(20)ソルビタン	1.5	1.5
A成分(ニコチン酸アミド)	—	表3記載
B成分(ヒアルロン酸産生促進物質)	—	表3記載
グリセリン	5.0	5.0
ジプロピレングリコール	3.0	3.0
精製水	総量を100とする 残量	総量を100とする 残量

30

【0028】

【表2】

基準	点数
コントロールに比べて非常に優位である	3
コントロールに比べてかなり優位である	2
コントロールに比べてやや優位である	1
コントロールに比べて優位ではない	0

40

【0029】

【表3】

		A成分(含有量)	B成分(含有量)	評点合計
実施例	1	ニコチン酸アミド(2.0%)	N-アセチルグルコサミン(1.0%)	26
	2	ニコチン酸アミド(0.2%)	レチノール(0.5%)	25
	3	ニコチン酸アミド(1.0%)	セイヨウハッカエキス(2.0%)	24
	4	ニコチン酸アミド(3.0%)	シソエキス(3.0%)	24
	5	ニコチン酸アミド(0.5%)	ヒキオコシエキス(2.0%)	23
	6	ニコチン酸アミド(0.1%)	マジョラムエキス(2.0%)	23
比較例	1	—	N-アセチルグルコサミン(1.0%)	10
	2	ニコチン酸アミド(3.0%)	—	9
	3	—	レチノール(0.5%)	9
	4	—	シソエキス(3.0%)	10

10

【0030】

表1～表3より、本発明の化粧料である実施例1～6は、比較例1～4に比べて、相乗的な皮膚の張り感改善効果を有することがわかる。

【0031】

実施例7

下記に示す組成の化粧水を、常法により調製した。上記評価方法により評価したところ、実施例1～6同様、皮膚の張り感改善効果に優れたものであった。

【0032】

	(質量%)	
エタノール	10.0	
ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油(60E.O.)	1.0	
グリセリン	3.0	
1,3-ブチレングリコール	2.0	
ジプロピレングリコール	3.0	
ポリエチレングリコール1500	1.0	
ポリオキシエチレン(10)メチルグルコシド	1.0	30
リン酸水素ナトリウム	0.05	
リン酸二水素カリウム	0.05	
エデト酸二ナトリウム	0.05	
メチルパラベン	0.1	
香料	0.05	
ニコチン酸アミド	1.0	
N-アセチルグルコサミン	0.5	40
マジョラムエキス	1.0	
セイヨウハッカエキス	2.0	
精製水	総量を100とする残量	

20

30

40

【0033】

実施例8

下記に示す組成の乳液を、常法により調製した。上記評価方法により評価したところ、実施例1～6同様皮膚の張り感改善効果に優れたものであった。

50

【 0 0 3 4 】

	(質量%)	
ステアリン酸	1.0	
モノステアリン酸グリセリル	2.0	
セタノール	1.0	
コレステロール	0.5	
ワセリン	2.0	10
スクワラン	5.0	
流動パラフィン	5.0	
ジメチルポリシロキサン	1.0	
ブチルパラベン	0.1	
メチルパラベン	0.1	
香料	0.1	
N-ステアロイルグルタミン酸ナトリウム	1.0	20
ポリエチレングリコール4000	1.0	
ポリオキシエチレン(20)メチルグルコシド	2.0	
アルキル変性カルボキシピニルポリマー	0.2	
ジェランガム	0.2	
グリセリン	2.0	
ジプロピレングリコール	3.0	
ニコチン酸アミド	0.5	30
シソエキス	1.0	
グルコサミン	1.0	
ヒキオコシエキス	1.0	
精製水	総量を100とする残量	

【 0 0 3 5 】

実施例 9

下記に示す組成のクリームを、常法により調製した。上記評価方法により評価したところ、実施例 1 ~ 6 同様に皮膚の張り感改善効果に優れたものであった。

40

【 0 0 3 6 】

	(質量%)	
ステアリン酸	2.0	
モノステアリン酸グリセリル	2.0	
セタノール	3.0	
コレステロール	0.5	
ワセリン	2.0	
スクワラン	5.0	10
流動パラフィン	10.0	
ジメチルポリシロキサン	1.0	
ブチルパラベン	0.1	
メチルパラベン	0.1	
香料	0.1	
N-ステアロイルグルタミン酸ナトリウム	1.0	
ポリエチレングリコール6000	1.0	20
ポリオキシエチレン(20)メチルグルコシド	1.0	
カルボキシビニルポリマー	0.15	
アルキル変性カルボキシビニルポリマー	0.15	
アルギン酸	0.1	
ヒアルロン酸	0.05	
グリセリン	5.0	
ジプロピレングリコール	3.0	30
ニコチン酸アミド	2.0	
N-アセチルグルコサミン	0.5	
マジョラムエキス	1.0	
グルコサミン	1.0	
精製水	総量を100とする残量	

【0037】

尚、上記実施例中で用いられた香料は、下記香料処方のものである。

【表4】

40

香料処方			
成分	質量 %	成分	質量 %
ターピネオール	10.00	バニリン	2.00
ターピニルアセテート	2.00	エチルバニリン	0.10
セピオネート	60.00	ムスコン	0.50
メチルジヒドロジャスモネート	250.00	エチレンブラシレート	42.00
インドール	0.05	4, 6, 6, 7, 8, 8-ヘキサメチル-1, 3, 4, 6, 7, 8-ヘキサヒドロシクロペンタベンゾピラン	60.00
2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)-プロパナール	3.00	シクロペンタデカノリッド	20.00
ヒドロキシシトロネラール	20.00	アンブレットライド	1.00
ヒドロキシシトロネロール	10.00	γ-ウンデカラクトン	0.40
p-トプチル-α-メチルヒドロシナミックアルデヒド	35.00	γ-デカラクトン	0.10
4-(4-ヒドロキシ-4-メチルペンチル)-3-シクロヘキセン-1-カルボキシャルデヒド	75.00	4-(4-ヒドロキシフェニル)-2-ブタン	0.50
3-メチル-5-フェニルペンタノール	20.00	ムスクトン	0.10
フェニルエチルアルコール	10.00	スカトール	0.01
α-ヨノン	10.00	シスジャスモン	0.05
β-ヨノン	20.00	フェニルエチルアセテート	0.10
γ-メチルヨノン	10.00	シベトン	0.20
ジヒドロ-β-ヨノン	25.00	γ-ノナラクトン	0.05
ベンジルサリチレート	150.00	α-サンタロール	0.20
シス-3-ヘキセニルサリシレート	30.00	β-サンタロール	0.20
オイゲノール	0.80	オイゲニルアセテート	0.10
シンナミックアルコール	5.00	α-ヘキシルシンナミックアデヒド	20.00
シンナミックアルデヒド	0.50	α-ダマスコン	0.04
グアイオールアセテート	1.00	β-ダマスコン	0.02
グアイオール	0.50	β-ダマセノン	0.01
セドレニルアセテート	5.00	δ-ダマスコン	0.01
セドリルメチルケトン	30.00	ローズアブソリュート	0.50
6, 7-ジヒドロ-1, 1, 2, 3, 3-ペンタメチル-4(5H)-インダン	2.00	ローズオイル	4.50
ベチパーアセテート	10.00	サンダルウッドオイル	2.00
3-メチル-5-(2, 3, 3-トリメチル-3-シクロペンテン-1-イル)-ペンタン-2-オール	2.00	ラブダナムアブソリュート	0.05
2-エチル-4-(2, 3, 3-トリメチル-3-シクロペンテン-1-イル)-2-ブテン-1-オール	0.80	シストアブソリュート	0.01
イソボルニルシクロヘキサノール	35.00	ベチパーオイル	0.50
ヘリオトロピン	10.00	ガヤックウッドオイル	0.10
クマリン	2.00	合計	1000.00

10

20

30

40

【0038】

また、いずれの実施例の化粧料を使用した場合にも、皮膚に発赤、炎症、その他副作用と考えられる症状は発現せず、本発明に係る化粧料は安全性にも優れることが明らかであった。

【0039】

【発明の効果】

以上記載のごとく、本発明の化粧料は、皮膚の張りを改善することができるものである。

フロントページの続き

F ターム(参考) 4C083 AA111 AA112 AB282 AC022 AC062 AC122 AC242 AC422 AC432 AC442
AC482 AC532 AC662 AC851 AC852 AD042 AD092 AD152 AD201 AD202
AD302 AD332 AD352 AD392 AD492 AD621 AD622 CC02 CC05 DD31
EE12